



山形県公報

平成22年11月19日（金）
第2196号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（最上総合支庁地域保健福祉課）…1180
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………（同）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…1181
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…同
- 漁業共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………（農政企画課）…同
- 国土調査の成果の認証……………（農村整備課）…同
- 同……………（同）…1182
- 同……………（同）…同
- 県営土地改良事業計画の変更……………（最上総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（置賜総合支庁農村計画課）…1183
- 民有保安林の指定の予定……………（森林課）…同
- 公共測量の終了の通知……………（用地課）…同
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…1184
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会11月定例会の招集……………同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しの閲覧に関する規程……………1185
- 昭和42年3月県選挙管理委員会告示第38号（選挙管理委員会の権限に属する事項のうち  
委員長において専決処分することができるものの指定）の一部改正……………同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（最上総合支庁地域振興課）…1186
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…同
- 同……………（同）…1187
- 同……………（同）…1188

## 告 示

### 山形県告示第902号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類             | 指定年月日       |
|----------------------|------------------------------------|---------------------|-------------|
| 株式会社 ケアネット徳洲会        | スマイル・ガーデンふきのとう<br>新庄市大字鳥越字駒場4519-1 | 介護予防特定施設<br>入居者生活介護 | 平成22. 11. 8 |

### 山形県告示第903号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成22年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地               | サービスの種類  | 廃止年月日        |
|--------------------|---------------------------|----------|--------------|
| 医 療 法 人 徳 洲 会      | 新庄徳洲会病院<br>新庄市大字鳥越字駒場4623 | 短期入所療養介護 | 平成22. 11. 30 |

### 山形県告示第904号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

平成22年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名 | 指定介護療養型施設の名称及び所在地         | サービスの種類    | 辞退の効力発生年月日   |
|----------------------|---------------------------|------------|--------------|
| 医 療 法 人 徳 洲 会        | 新庄徳洲会病院<br>新庄市大字鳥越字駒場4623 | 介護療養施設サービス | 平成22. 11. 30 |

### 山形県告示第905号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成22年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地               | サービスの種類          | 廃止年月日        |
|----------------------|---------------------------|------------------|--------------|
| 医 療 法 人 徳 洲 会        | 新庄徳洲会病院<br>新庄市大字鳥越字駒場4623 | 介護予防短期入所<br>療養介護 | 平成22. 11. 30 |

**山形県告示第906号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                 | サービスの種類 | 指定年月日        |
|--------------------|-----------------------------|---------|--------------|
| 株式会社ケアサービスつきみ      | みんなの家ねずがせき<br>鶴岡市鼠ヶ関字横路9番3号 | 通 所 介 護 | 平成22. 10. 28 |
| 株式会社燦              | ハビビ伊勢原<br>鶴岡市伊勢原町16番16号     | 通 所 介 護 | 同 11. 5      |

**山形県告示第907号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                 | サービスの種類  | 指定年月日        |
|----------------------|-----------------------------|----------|--------------|
| 株式会社ケアサービスつきみ        | みんなの家ねずがせき<br>鶴岡市鼠ヶ関字横路9番3号 | 介護予防通所介護 | 平成22. 10. 28 |
| 株式会社燦                | ハビビ伊勢原<br>鶴岡市伊勢原町16番16号     | 介護予防通所介護 | 同 11. 5      |

**山形県告示第908号**

次の加入区に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成22年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 加入区の名称  
鶴岡市豊浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市三瀬、小波渡及び堅苔沢の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市三瀬及び小波渡の区域の者が営むもの
- 2 (1) 加入区の名称  
鶴岡市豊浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市三瀬、小波渡及び堅苔沢の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市堅苔沢の区域の者が営むもの

**山形県告示第909号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成22年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
山形市

- 2 調査を行った期間  
平成20年4月14日から平成22年3月19日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字松原及び蔵王成沢の各一部
- 5 認証年月日  
平成22年11月11日

---

**山形県告示第910号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成22年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
山形市
- 2 調査を行った期間  
平成20年4月14日から平成22年3月19日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字黒沢及び大字松原の各一部
- 5 認証年月日  
平成22年11月11日

---

**山形県告示第911号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成22年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
白鷹町
- 2 調査を行った期間  
平成20年4月14日から平成22年3月25日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
白鷹町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字中山の一部
- 5 認証年月日  
平成22年11月11日

---

**山形県告示第912号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営釜淵堰地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営釜淵堰地区土地改良事業（ため池等整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
真室川町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成22年11月19日から同年12月20日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第913号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、諏訪堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成22年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所               |
|----------|---------|-------------------|
| 理 事      | 梅 津 八 郎 | 西置賜郡白鷹町大字浅立2603番地 |

山形県告示第914号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成22年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西置賜郡小国町大字樽口字中田向345-101
- 2 保安林指定の目的  
なだれの危険の防止
- 3 指定施業要件  
立木の伐採を禁止する。

山形県告示第915号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成22年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市藤島地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成22年7月5日から同年10月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（一般国道345号整備計画に伴う基準点及び平面図の作成）

山形県告示第916号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成22年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市一本木地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成22年7月20日から同年10月12日まで

- 3 作業の種類  
公共測量（一般県道温海川木野俣大岩川線空中写真測量図化）

**山形県告示第917号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成22年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市五十川地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成22年8月9日から同年9月27日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（主要地方道菅野代堅苔沢線の整備に伴う道路台帳の作成）

**山形県告示第918号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成22年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市由良地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成22年8月17日から同年9月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（主要地方道藤島由良線の整備に伴う道路台帳の作成）

**山形県告示第919号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成22年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
村山市楯岡地域及び東根市松沢地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成22年8月25日から同年10月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（河川改修用地形図作成）

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第18号**

山形県教育委員会11月定例会を次のとおり招集した。

平成22年11月19日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成22年11月24日（水） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号

山形県庁舎教育委員室

## 3 議 題

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について
- (2) 教職員の人事について

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第68号**

国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しの閲覧に関する規程を次のように定める。

平成22年11月19日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠**国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しの閲覧に関する規程**

(趣旨)

第1条 この規程は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第10項の規定による同条第1項に規定する少額領収書等の写しの開示のうち閲覧により行うものに関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧)

第2条 少額領収書等の写しの閲覧は、山形県選挙管理委員会の指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

- 2 少額領収書等の写しは、前項の場所以外に持ち出すことができない。
- 3 少額領収書等の写しは、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 4 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**山形県選挙管理委員会告示第69号**

昭和42年3月県選挙管理委員会告示第38号（選挙管理委員会の権限に属する事項のうち委員長において専決処分することができるものの指定）の一部を次のように改正する。

平成22年11月19日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号中「。以下「令」という。」を削り、同号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号を削り、第12号を第9号とし、第13号を第10号とし、第14号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第5項の規定により、少額領収書等の写しの提出を命ずること。

第15号中「(昭和23年法律第194号)」を削り、同号を第13号とし、第16号から第18号までを2号ずつ繰り上げ、第19号中「届出」を「対して行う届出」に、「及び物品等」を「、物品の返還等」に改め、同号を第17号とし、第20号中「及び」を「、」に、「等」を「こと等」に改め、同号を第18号とし、第21号を第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

(20) 法令の規定により委員会が行う文書等の開示等に係る決定をすること。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成22年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成22年11月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人エコワークス
  - (2) 代表者の氏名  
菅 龍太
  - (3) 主たる事務所の所在地  
最上郡最上町大字東法田116番地の4
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、使用済電子機器類等の再資源化と障害者の就労の確保に関する事業を行い、環境と福祉を両立した循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成23年3月19日まで縦覧に供する。

平成22年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
お宝中古市場山形南店  
山形市南館四丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
仙南ハウス産業株式会社 宮城県柴田郡大河原町字新南34番地の5  
代表取締役 八重樫義男
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

| 名 称     | 所 在 地        |
|---------|--------------|
| ヤマザワ南館店 | 山形市南館四丁目1番1号 |

(変更後)

| 名 称        | 所 在 地        |
|------------|--------------|
| お宝中古市場山形南店 | 山形市南館四丁目1番1号 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)



| 名 称      | 住 所            | 代表者の氏名 |
|----------|----------------|--------|
| 株式会社ヤマザワ | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 板垣宮雄   |

(変更後)

| 名 称        | 住 所             | 代表者の氏名 |
|------------|-----------------|--------|
| 株式会社ビィブリッジ | 東京都江東区亀戸六丁目41番5 | 大橋 慎一  |

## 4 変更年月日

平成22年5月21日

## 5 届出年月日

平成22年11月1日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年3月19日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成23年3月19日まで縦覧に供する。

平成22年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

お宝中古市場山形南店  
山形市南館四丁目1番1号

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

仙南ハウス産業株式会社 宮城県柴田郡大河原町字新南34番地の5  
代表取締役 八重樫義男

## 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考             |
|---------------|---------|---------|-----------------|
| 株式会社ヤマザワ      | 午前10時   | 翌日の午前0時 | 年間60日は、開店時刻午前9時 |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|---------------|---------|---------|-----|
| 株式会社ビィブリッジ    | 終日営業    |         |     |

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前9時30分から翌日の午前0時30分まで。ただし、年間60日は午前8時30分から翌日の午前0時30分まで

（変更後） 終日

## 4 変更年月日

平成22年12月1日

## 5 届出年月日

平成22年11月1日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年3月19日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成23年3月19日まで縦覧に供する。

平成22年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

おーばん南天童店・ツルハドラッグ天童芳賀店  
天童市東芳賀二丁目8番1号外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社おーばん 天童市東長岡二丁目6番13号  
代表取締役 二藤部洋  
株式会社ふるさとネットワークセンター 天童市東芳賀二丁目8番25号  
代表取締役 遠藤利治

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）1,941平方メートル  
（変更後）2,748平方メートル

## (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## イ 駐車場の収容台数

（変更前）169台（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
（変更後）167台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

## ロ 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）24台（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
（変更後）34台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

## ハ 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）52.5平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
（変更後）84.5平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

## ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）31.5立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
（変更後）37.2立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

## (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者           | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻  |
|-------------------------|---------|----------|
| 株 式 会 社 お ー ば ん         | 午 前 9 時 | 午 後 10 時 |
| 株 式 会 社 プ ラ ザ ク リ エ イ ト | 午 前 9 時 | 午 後 10 時 |
| 阿 部 繁                   | 午 前 9 時 | 午 後 10 時 |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者           | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻  |
|-------------------------|---------|----------|
| 株 式 会 社 お ー ば ん         | 午 前 9 時 | 午 後 10 時 |
| 株 式 会 社 プ ラ ザ ク リ エ イ ト | 午 前 9 時 | 午 後 10 時 |
| 阿 部 繁                   | 午 前 9 時 | 午 後 10 時 |
| 株 式 会 社 ツ ル ハ           | 午 前 9 時 | 午 後 11 時 |

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時45分から午後10時15分まで

(変更後) 午前8時45分から午後11時15分まで

## 4 変更年月日

平成23年6月27日

## 5 届出年月日

平成22年10月26日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年3月19日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

平成22年11月19日印刷  
平成22年11月19日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056